

本宮市温室効果ガス排出量等可視化支援業務の事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、本市が実施する本宮市温室効果ガス排出量等可視化支援業務に係る業務契約の相手方となる候補者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて必要な事項を定め、本市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

本宮市温室効果ガス排出量等可視化支援業務

(2) 業務内容

別紙「本宮市温室効果ガス排出量等可視化支援業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託契約方法

プロポーザル方式により選定した事業者との随意契約

(5) 提案上限金額

8,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

この額を超えた提案は無効とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）とし、下記①から⑦の要件をすべて満たす者とする。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で

ないこと。

③参加者または参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む）が、次のいずれにも該当する者でないこと。また次のア～キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

④本プロポーザルの参加申込受付期限日から審査委員会の日までの間において、国または地方公共団体から、本社または営業所等が指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤本宮市令和 7・8 年度入札参加資格者名簿に登載されている者であること。また、名簿登載のない者については、次のア～エまでの書類を提出すること。

ア 決算報告書：直前 1 年分に係る決算報告書一式

イ 登記簿謄本

ウ 納税証明書：本店に係る法人税及び消費税（国税）。本市に本店又は営業所がある場合は本市が課税しているものすべて（参加表明書の提出日からさかのぼって 3 カ月以内に発行されたもの）

エ 使用印鑑届兼委任状（様式第 6 号）

⑥本プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。

⑦提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

⑧仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 参加手続き及び提出書類

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類をすべてそろえて提出すること。なお参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）まで（必着）

(2) 提出方法

提出書類は電子メール、郵送または持参により提出すること。持参する場合は、本宮市役所の閉庁日を除き、平日の 8 時 45 分から 17 時までの時間帯に限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(3) 提出先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地
本宮市役所市民部生活環境課

(4) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 事業者概要書（様式第 2 号）

(5) 提出書類作成の留意事項

- ア 提出された参加申込に関する書類の修正または変更はできない。
- イ 提出された参加申込に関する書類は返却しない。

(6) 参加の承認

参加の承認・不承認については、令和 7 年 7 月 9 日（水）までに、参加表明書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールで通知する。

(7) 参加辞退

参加表明書提出日以降にプロポーザルへの参加を辞退する場合、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに辞退届（様式第 3 号）を市民部生活環境課へ提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

5 質疑の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）まで

(2) 提出方法

電子メール（生活環境課 kankyou@city.motomiya.lg.jp 充て）により質疑書（様式第 4 号）を添付し提出すること。

- ア 件名は「【プロポーザル質疑】会社名」と記載すること。
- イ 電子メール以外での質問には回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、

令和 7 年 7 月 9 日（水）までに本宮市役所のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

(4) その他

「3 参加資格要件」に該当しない者からの質問、提出期間を過ぎた質問及び指定した方法以外による質問等には回答しない。

6 企画提案に関する書類の提出

参加承認を受けた参加者は、仕様書に基づき以下のとおり作成すること。本業務では、調査手法や温暖化対策に対する一般的な知識・経験に加えて、本宮市の地域特性に対する深い理解に基づいて最適な提案を行うものとする。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

提出書類は郵送または持参により提出すること。持参する場合は、本宮市役所の閉庁日を除き、平日の 8 時 45 分から 17 時までの時間帯に限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

また、企画提案に関するすべての書類は、(4) に示す部数を提出するほか、PDF に変換し CD-R、DVD または USB フラッシュメモリ等へ保存のうえ電子データとして 1 部提出すること。

(3) 提出先

本宮市役所市民部生活環境課

(4) 提出書類

1. 企画提案届出書（様式第 5 号）	正本 1 部
2. 企画提案書（任意様式） ※参考様式あり ※「4. 業務の実施体制②実務担当者の実績、能力、資格等」については様式第 7 号を使用すること。	正本 1 部、副本 7 部
3. 見積書（任意様式）	正本 1 部

※企画提案書には、いずれのページにも参加者名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか類推される表示は一切せず、参加者名の分かる表紙を付すること。

(5) 留意事項

ア 企画提案書の書式等

- ① A4 版（縦）・横書き・文字サイズ 10.5 ポイント以上を原則とすること。（図表においてはこの限りではない）
- ② 企画提案書は、「イ 企画提案書の作成」で示すページ数以内とすること。
- ③ ページ番号を付すること。

イ 企画提案書の作成

- ① 企画提案は 1 参加者につき 1 案とする。
- ② 仕様書の内容を踏まえ、次の項目ごとに構成すること。ただし、本業務の成果をより高めるもので、かつ、提案上限金額の範囲内であれば、仕様書の記載事項を超えた提案又は仕様書に記載のない事項について提案することができる。

項 目	記載事項	ページ数
1. 業務の基本方針	仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記載すること。	1
2. 業務の実施方法		
①仕様書 4(3) 市民に分かりやすい情報発信	市民に分かりやすく行動変容につながるような方法を検討し記載すること。	2
②仕様書 4(4) 脱炭素経営に関するコンソーシアム組成支援	本市立地企業の特性等を把握し、コンソーシアム組成および持続可能な運営方針について記載すること。	2
③仕様書 4(5) その他の提案	本市の自然・社会的条件、産業構造等の特性を踏まえ、住民の行動変容につながる取組等について記載すること。	2
④仕様書 4(6) ゼロカーボン施策補助業務	2050 ゼロカーボンシティ達成に向けて、今後の施策検討にあたっての支援内容について記載すること。	2
3. 業務の実施計画	仕様書に係る作業事項を作業振興予定表にまとめること。	1
4. 業務の実施体制		
①実施体制、役割分担等	総括責任者および、実務担当者の役職・氏名、従事者の役割分担・人数・組織内外の協力体制等を表にまとめて記載すること。	1
② 実務担当者の実績、能力、資格等	実務担当者等の類似業務実績、本業務に関する能力・資格を示す資料を記載すること。 本業務委託期間中の、実務担当者の手持ち業務の状況を記載すること。	1
5. 事業者の実績	類似業務（温室効果ガス排出量・削減効果算定等）の実績がある場合、業務名およびそれぞれの概要等を記載すること。 なお、実績が複数ある場合は上位 3 件のみとする。	1

ウ 見積書

- ① 任意様式により提出すること
- ② 仕様書のすべての業務に要する費用を記載すること。また、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込みの価格を記載すること。
- ③ 業務内容別に積算根拠を具体的に示す内訳書を添付すること。
- ④ 「２業務概要」の「(5)提案上限金額」を超える金額の場合は失格とする。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ア 提出された企画提案に関する書類の修正または変更は認めない。ただし、提出期限内に限り修正または変更ができることとする。
- イ 提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- ウ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

7 審査の方法

「本宮市温室効果ガス排出量等可視化支援業務プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において審査し、受託候補者を選定する。

(1) 審査項目及び審査基準

別紙「審査項目及び審査基準」のとおりとする。

(2) 受託候補者の選定

上記の審査項目について、企画提案書をもとに選考委員が評価・採点する。

- ① 合計評価点の高い者から順位をつけ、順位の最も高い者を受託候補者として選定する。また、第２位の者を次点候補者とする。
- ② 評価点の同じ者が２者以上あるときは、次の順序で受託候補者を選定する。
 - ア 評価項目に最低点数の評価がない者。
 - イ 提案金額が最も低い者。
- ③ 企画提案者が１者のみの場合においても審査を行い、選考委員会の議決により、候補者を決定する。なお、企画提案者が１者の場合は、審査の合計点数が基準点を得点した場合に候補者とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての者に電子メールで通知する。選定された受託候補者にはその旨を付して通知する。また受託候補者の名称及びすべての参加者の評価点（合計点のみ）を本宮市ホームページ上に公表する。

なお、選考委員会は非公開とし、審査結果及び審査内容について、一切の質問・異議申

し立ては受け付けない。

8 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が契約上限金額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案者が、事業を履行することが困難と認められる状態に至り、選考委員会が失格と認めた場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合

9 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、参加者の負担とする。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を本宮市に請求できない。

11 契約について

- (1) 選定された受託候補者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を協議のうえ確定させ契約を締結する。なお、協議の結果、受託候補者と合意に至らなかった場合、または候補者の企画提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点候補者と交渉するものとする。

(2) 見積書の提出

候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。また、その金額は企画提案時の見積書の額を超えてはならない。

12 実施スケジュール

項目	日程
公募要領等の公開・配布	令和 7 年 6 月 27 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 7 月 9 日（水）
参加表明書等提出期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時まで
選考委員会	令和 7 年 7 月 23 日（水） ※公募状況等により変更する場合がある。
審査結果の通知・公表	令和 7 年 7 月 25 日（金）以降

13 その他

- (1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、本宮市情報公開条例（平成 19 年条例第 12 号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

14 事務局

本要領に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

本宮市市民部生活環境課 環境係

（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

〒969-1192

TEL：0243-24-5362 FAX：0243-34-3138

E-mail：kankyou@city.motomiya.lg.jp

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 27 日より施行する。